

調達要求番号：5SYA1A10046

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
24tフォークリフト防錆塗装役務		2
	防衛大臣承認	_____
	作成	令和7年12月1日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	与那国駐屯地業務隊

1 総則

要範囲

この仕様書は、陸上自衛隊与那国駐屯地業務隊が保有する需品器材「24tフォークリフト5FD240」への防錆塗装施工に関する役務調達について規定する。

2 施工期限 令和8年3月31日までに施工完了

3 施工場所 与那国駐屯地車両整備工場

4 施工概要

(1) 塗装要領

ア プライマーによる下塗り、車体上部はOD色、車体下部（シャーシ等）は、黒色を塗布する。また、マフラーについても耐熱塗料等の塗布を実施

イ 塗装部位 別紙

(2) 施工に関する提供（官側）

ア 施工実施にあたり、整備工場内ブースを提供するほか工具類、高圧空気を提供

イ 本施工に必要な電気及び水は請負者の負担とする。

(3) 作業日程及び時間

役務日程及び時間は、官側担当者との調整によるものとし、作業の実施に当たっては、午前8時30分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は、官側との調整によって所要の手続きをとるものとする。

5 制約事項

(1) 立入申請許可

駐屯地への立入申請に際し、駐屯地諸規則に基づき、官側指示により示された資料を提出

(2) 施設の入出

施工業者は、施設内では官側の統制に従い、示された経路を通るものとし、指定場所以外への立入、写真等の撮影を禁ずる。

(2) 提出書類

ア 本人確認書類（事前提出とし、細部官側の指示による）

イ 納品書（官側の指定する様式） 2部

7 役務完了検査

施工業者は役務完了時、施工状態等を検査官及び監督官による現物視認により検査を受ける。

8 その他

(1) 役務作業に際し、施設等に損傷を与えないように十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官及び管理官に報告するとともに、契約相手側の負担において原形に復旧するものとする。

(2) 防錆塗装マニュアルの作成

施工業者は24tフォークリフト防錆塗装施工に際し、官側使用者等による整備（部分塗装）等を確実に実施するため、塗布禁止部位を明確に示した防錆塗装マニュアルを作成

(3) 施工終了後の保証

本施工にあたっての工事保証及び製品保証に関し、施工上の不具合（剥がれ、ひび割れ、著しい色褪せ等）及び使用した塗料自体に製造不良があった場合、保証（無償又は塗料代を上限等）するものとする。